### 働 安 全 衛 生 法 及 び 作 業 環 境 測 定 法 $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する 法 律 新 旧 対 照 条 文 目 次

超一 係労係労登作え日労労 【者 【 者 免 環 い 令 安 安 令 派 令 派 許 境 範 和 全 全 和遣和遣税測囲九衛衛 九事八事法定内年生生 年業年業へ法に四法法 一の一の昭へお月へつ 月適月適和昭い一昭昭 一正一正四和て日和和 ` 四 四 十令公十十 は営令営年年で布七七 令の和の法法定の年年 和確八確律律め日法法 九保年保第第るか律律 年及四及三二日ら第第四び月び十十施起五五 月派一派五十十二月派一張日遣号) | 1 日当日出土日 て三 号号 年(抄) え た な 第 い 二 一 範条条 用 関 関 内係係 に おして公と て和布 政八日 令年又 で四は 定月令 め一和 る日八 日 `年 又令一 は和月 公八一 布年日 の十施 日月行 カュー ら日 起「 算 令 し和 て九 五年 年一 を月

和  $70\ 63\ 7$ 

000働録業な 日な日な十五政又運、運二十令 保 八 保 ( ( 護 年 護 附 第 等十等則三 に月に第条 関一関十関 す日す一係 る施る条 法行法関 律係令 昭二八 和令年 六和四 十八月 年年一 法四日 律月又 第一は 八日令 十又和 八は八 号令年 和十 、八月 抄年一 一十日 月施 一行 則日 第 施 十行

日労又労 施働は働 一の和の 保八保 法 第 八 八 則 第

律 (昭 和 六 + 年 律 十 号) 抄 附

+ 兀 条 条 79 72

 $\bigcirc$ 労働安全衛 生 法 (昭 和四十 七年法律第五十七号) 抄) (第一条関係) 【公布日又は令和八年 月 日施

( 傍 一

線部分

は改正部

分

改 正 案 現 行

目次

第一章~第四章 (略)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の七

第二節 (略)

第六章~第十二章 (略)

附則

(事業者等の責務)

第三条 (略)

2 (略)

ばならない。
の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなけれの遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなけれて方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施

(定期自主検査)

第四十五条 (略)

める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で法人である場合には、その代表者又は役員)で厚生労働省令で定特定自主検査」という。)を行うときは、当該事業者(事業者が定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規

目次

第一章~第四章

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規

略

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の六)

第二節 (略)

第六章~第十二章 (略

附則

(事業者等の責務

第三条 (略)

2 (略)

のある条件を附さないように配慮しなければならない。、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれま。建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法

(定期自主検査)

第四十五条 (略)

項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等につい「厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規

等について特定自主検査を行う者 の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条 に実施させなければならない。 (以下「検査業者」という。)

- 3 ればならない。 特定自主検査は、 厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなけ
- 4 を除く。 を公表するものとする。 除く。)の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査(特定自主検査
- 5

(登録の取消し等)

第五 期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至五十三条。厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製 ずることができる。

〈 匹 とき。 第五十二条又は第五十二条の二の規定による命令に違反した

(略)

2 • (略)

(検査業者)

第五十四条の三

- 2 ができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 前項の 登録を受けること
- わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定に第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規

せ て特定自主検査を行う者 なければならない。 ( 以 下 「検査業者」という。 )に実施さ

(新設

3

な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有!

4

第五十三条 ずることができる。 造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製 期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命 つたときは、 (登録の取消し等) その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で

<u>〈</u> 匹

とき。 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反した

(略)

2 • 3 (略)

検査業者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十四条の三 (略) ができない。

前

項の登録を受けること

わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の六第二項の規定に第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規

を経過しない者

取消しの日から起算して二年を経過しない者の第五十四条の七第二項の規定により登録を取り消され、 その

当する者があるもの 法人で、その業務を行う役員のうちに前二号の 7 ず れかに

3 5 (略)

2 前項の場合 (略)

従つて特定自主検査を行わなければならない。
・前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に

第五· | || 本学ではます。 || 本業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に| || 本業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に| || が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検 || 本書の方、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者 関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十四条の七 (略)

2 

前条の規定による命令に違反したとき。

兀

(七十六条の二) 何人も、前条第二項の規定(技能講習修了証の不正交付等への対処)

を交付する場合を除くほか、 前条第二項の規定により技能講習修了証 技能講習修了証又はこれと紛らわし

い書面を交付してはならない

2 要があると認めるときは、 都道府県労働局長は、 技能講習の適正な実施を確保するため 前項の規定に違反して技能講習修了証統能講習の適正な実施を確保するため必

> を経過しない 者

取消しの日から起算して二年を経過しない者第五十四条の六第二項の規定により登録を取り消され、 その

二 法人で、その業務を行う役員のうちに第一号に該当する者が あるもの

3 5

(略)

第五十四条の 兀 略

(新設)

(新設)

第五十

2 六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部いずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号の五十四条の六」(略) 若しくは一部の停止を命ずることができる。

略

(新設)

略

(新設)

とその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 を不正に交付 当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図るこ Ĺ 又はこれと紛らわしい 書面を交付した者に対し

(登録教習機関

七十七条 (略)

3 2 「登録教習機関」という。)について準用する。この場合においの規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、 れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ 3 2

		第五十二条の二	(略)	項第二号 条第二	の部分の部分が発明により
(略)	略)	(略)	(略)	二年	(略)
(略)	八項	(略)	(略)	二年(第七十七条第四項   二年(第七十七条第四項	(略)
-					

(登録教習機関) (略

第七十七条

	第五十二条の二	(略)	新設)	の部分 第四十六条第二
第四十七条	厚生労働大臣	(略)	(新設)	登 録
七項の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	都道府県労働局長	(略)	(新設)	いて「登録」という。)五十三条の二第一項にお五十三条第一項及び第する登録(以下この条、する登録(以下この条、
	七項七	第四十七条     第七       本道	第四十七条     (略)       「日本学働大臣」     (本)       第七     (本)	(新設) (新 (新設) (新 (新設) (新 (新設) (新 (新祖) (新

(略)(略)(略)(略)(略)(略)(第五十三条第一 (略)(略)第五十三条第一 (略)(第五十三条第一 (略)第五十二条の二
(略) 第五十二条の (略)
三  c
(略) 第四十七条の二から第四 十九条まで、第五十条第 一項若しくは第四項、第 七十七条第七項若しくは 第八項 (略) (略)

4 ことができる。 登録教習機関に対して、都道府県労働局長は、 める基準に従い、 第五号の規定により登録を取り消したときは、 項の規定による登録を受けることができない期間を指定する基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が一号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定 前項において準用する第五十三条第一項前条第二項の規定による命令に従わない

8|5| 登 7| (略)

六条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければなら六条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければなら一登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は第七十

第百十八条 の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定第五十四条の七第二項又は第七十五条の十一第二項(第八十三条|二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、沿百十八条 第五十三条第一項 (第五十三条の三から第五十四条の による業務の停止の命令に違反したときは、 その違反行為をした

$\overline{}$													
(新設)	(略)	(新設)		項第三号	第五十三条第一				項第二号	第五十三条第一	(略)		
	(略)	(新設)	各号	各号又は第三項	第五十条第二項	項	項若しくは第四	、第五十条第一	第四十九条まで	第四十七条から	(略)		
	(略)	(新設)			第五十条第二項各号	第七項	七十七条第六項若しくは	一項若しくは第四項、第	一十九条まで、第五十条第	第四十七条の二から第四	(略)	の教習	しくは第七十五条第三項

7 | 4 | 登 6 | (略)

三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第

第百十八条 第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項(第八十三条 の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定 による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした ||まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、自十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の

 $\bigcirc$ ない範囲内において政令で定める日施行】日、令和九年四月一日、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えて、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)(第二条関係)【令和八年四月一日、令和八年十月一日、令和九年一月一

(傍線部分は改正部分)

の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施(勧告等)	する事項について必要なを行う者、その団体その画の的確かつ円滑な実施	他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項についてのため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑(勧告等)	
に協力するように努めなければならない。    、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか	努めなければならない。関係者が実施する労働災害の防止労働災害を防止するため必要な事者で労働者と同一の場所において	に関する措置に協力するように努めなければな項を守るほか、事業者その他の関係者が実施す仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止第四条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同	
解析を含む。)をいう。	、ザイン、サンプリング及び (作業環境における労働者の (作業環境における労働者の	(定義) (定義) (定義)	
附則 第十一章・第十二章 (略) 第一章~第九章 (略) 目次	<u>-</u>	附則 第十一章・第十二章 (略) 第一章〜第九章 (略) 目次	
	案	改正	

勧告又は要請をすることができる。

# (統括安全衛生責任者

業を行うときは、これらの作業従事者の作業が同一の場所におい人を含む。以下「関係請負人」という。)に係る作業従事者が作該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(元方事業者 業に従事する者をいう。以下同じ。)(当該労働者である作業従て、その労働者である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作者(以下「特定元方事業者」という。)は、当該一の場所においで定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う は、当亥青~20万)-~)で11111日あることとなるときせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるとき負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わ、118 がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(元方事業者事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者 ばならない。ただし、これらの作業従事者の数が政令で定める数せるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなけれ 未満であるときは、この限りでない。 全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさ て行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安 する。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令 は、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者と

### 2

3 これらの作業従事者に関し、これらの作業従事者の作業が同一のが政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、第三十条第四項の場合において、同項の全ての作業従事者の数 の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させめ、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するた なければならない。この場合においては、当該指名された事業者

告又は要請をすることができる。

# 安全衛生責任

第

まを防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方 一の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。) 一の作業が同一の場所において作業を行うときは、これらの労働者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。) の作業が同一の場所において作業を行うときは、これらの労働者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う 十五条 事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者 する。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令 安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の は、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者と せる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるとき 負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の 数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。 事業者で、一の場所において行う事業 の仕 部を請け負わ

3

て行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安れらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所におい政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、こ第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が 全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさ ら せるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければな ない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指

定は、適用しない。 及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規

• 5 (略)

# (店社安全衛生管理者)

十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者でで定める事項を行わせなければならない。 | 対の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を | 対の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を | 大工条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任 | 七なければならない場所を除く。)において作業を行うときは、 | 当該場所において行われる仕事に係る情業従事者が一の場所(これらの | 作業従事者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第 | 大工条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任 | しなければならない場所を除く。)において作業を行うときは、 | 当該場所において行われる仕事に係る情美で事者がある場所で行われる | 本書を選任し、その者に、当該事業場である | 本書を選任と、その者に、当該者を | 本書を選任と、その者に、当該者を | 本書を選任と、との者に、当該者を | 本書を選任と、その者に、当該者を | 本書を選任と、その者に、当該事業場である | 本書を選任と、その者に、当該事業場であるところに | 本書を表している事業のには、当該者を | 本書を表している事業のには、当該者を | 本書を表している事業ところに | 本書を表している事業者に、その労働者で | 本書を表している事業者に、その労働者で | 本書を表している事業者に、その労働者で | 本書を表している事業者に、その労働者で | 本書を表している事業者に、との労働者で | 本書を表している事業者に、との労働者で | 本書を表している事業者に、との労働者で | 本書を表している事質を行うとない。

2

しない。 名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適

用

4・5 (略)

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及またがある指導その他厚生労働省令で定める事務十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所(これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちかる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちかる仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する合法ので定める指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなけれる仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなけれる仕事を行う場所における第三、日本の対象が厚生労働省令で定める事項を行わせなけれる仕事を行う場所における第三、日本の対象が厚生労働省令で定める事項を行わせなけれる。

働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これ ときを除く。)は、当該指名された事業者で建設業に属する事業 厚生労働省令で定める数以上であるとき(第十第三十条第四項の場合において、同項のすべ うちから、  $\mathcal{O}$ 三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない 者を選任し、 仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負 に係る仕事を行う場所における第三十条第一 厚生労働省令で定めるところにより、 その者に、 当該事業場で締結している当該請負契 項各号の事項を扣 -五条第一 ての労働者 店社安全衛生管 項又は第

前項の規定は適用しない。れた事業者以外の事業者については、れた事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名さの事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事

と。 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこ

事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従

2 (略)

必要な事項を守らなければならない。十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、代事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第二十条から第二第二十六条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に

2 (略)

(元方事業者の講ずべき措置等)

は適用しない。

及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定なければならない。この場合においては、当該指名された事業者当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせ当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせ

。 働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならないことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じた第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕

1。 |労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこ

労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

の救護に関し必要な事項を行うこと。前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者

2 (略

らなければならない。 前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び

者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一

2 (略

(元方事業者の講ずべき措置等

2 していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければ、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反、 一元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、宣該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定上九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業

2

3 は、当該指示に従わなければならない。前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事

られるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければ講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜの他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人に係る作業壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所そ二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩

とによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるこ請負人に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。) 及び関係者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。) 及び関係労働者である作業従事者(当該三十条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該三十条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該 三十条 特定元方事業者は、その労働者である作(特定元方事業者等の講ずべき措置) 要な措置を講じなければならない。とによって生ずる労働災害を防止するため、

2 所において当該仕事に係る二以上の請負人に係る作業従事者(労仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業のら請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者か

第二十九条

と認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならな事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しているしないよう必要な指導を行なわなければならない。、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反 \ \ \

従わなければならない。
前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者 は、 当該指示に

3

の他の厚生労働金で、壊するおそれのある場所、壊するおそれのある場所、 うに、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるよ 当該事業の仕事の作業を行うときは、 ||該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき||他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が以するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所そ||十九条の二|||建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩

害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければの作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者(特定元方事業者等の講ずべき措置)

2

場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業ら請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者か一〜六 (略)

働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働 働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働 も、同様とする。)が作業を行うときは、厚生労働省 を記録している。)が作業を行うときは、厚生労働省 を記録しての場所において行われる特定事 がで定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者で がったがので業であるとののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一 がた業を行うときは、厚生労働省 を記述して、 が作業を行うときは、原生労働省

### 3 (略)

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名さい。 第二項又は前項の規定による指名が、 第二項又は前項の規定による指名が、 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名さい。

## 2 · 3 (略)

請け負わせている者についても、同様とする。特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定するなうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該

### 3 (略)

4

る措置その他必要な措置を講じなければならない。 働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関す働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定

## 2 · 3 (略)

契約によつて行われる場合 者以外の事業者については、 以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。は外の事業者については、当該元方事業者及び当該元方事業での作業従事者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければな元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全元方ので、当該場所において当該仕事の一、第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負

2

いては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合におて当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第二十五指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所におい第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による 事業者については、 同項の規定は、 適用しない。

、作業場所管理事業者の 講ず き措置)

ででは、 での請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の講所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者であるの場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である) らない。

「調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなけ」 省令で定める業務に係る作業を行うときは、 ことによつて生ずる労働災害を防止するため、 業従事者のいずれかが、 一十条の四 において「作業場所管理事業者」という。 を管理するもの 定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われる+者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作 仕事を自ら行う事業者であつて (以 下この項並びに第三十二 作業間の連絡及び 条第四項及び第八 は、その 当 該 仕事を行う場 管理する

1・3 (各) (1・2012 ) 第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負別の事業者については、同項の規定は、適用しなければならべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければなら、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすりがの事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するでは、元がの事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するでは、一、6012 第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負

2 •

4

ては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所におい第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による 業者につい て 同項の規定は、 適用しない。

5

(新設)

2 となるときは、 おいて、 前 項又は第三十条の二第一 項 の規定は、 当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、 適用しない。 当該場所において一 項に規定する措置が講じられること 0 仕事のみが行わ 第三十条 れる場合

(注文者 の講ずべき措置

事者に限る。)に使用させるときは、当該建設物等について、労を同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従と同一の場所において仕事の作業に従事が数次の請負契約の当事るときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事るときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事のときは、当該計算人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事を当該仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又 働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者

2

第三十一条の四 注文者は、(違法な指示の禁止) その請負人 (仕事が数次の請負契約に

(注文者の講ずべき措

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、 働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労るときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われは原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所 労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 建設物、 設備

2

第三十一条の三 防止するため必要な措置を講じなければならない。該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害をけ負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当の全部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請 合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事係る作業(以下この条において「特定作業」という。)を行う場 の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者

2

第三十一条の四 注文者(違法な指示の禁止) 注文者は、 その請負人に対し、 当該仕事に関し、

負契約の当事者である請負人を含む。) よつて行われるときは、 なる指示をしてはならない。 ならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することと その指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行つた 「該請負人の 請負契約の に対し、当該仕 後次の 事に 全て 関し  $\mathcal{O}$ 

負人の講ずべき措置等

2 • 第三十二条 (略)

より講覧 負人で、 第三十条の四第 ぜられる措置に応じて、 当該場所において仕事を自ら行うものは、 項 の場合にお 必要な措置を講じなければならなずを自ら行うものは、同項の規定によいて、作業場所管理事業者の請

5 じて、必要な措置を講じなければならない。業従事者に係る請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応業に事一十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する作

7 | 6 |

に応じて、必要な事項を守らなければならない。 で事者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられ、第三十一条第一項又は第三十一条の規定とは前名項の規定により講ぜら 第三十条第一 項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十条の 項若、 項又は第三十一条の二の場合において、 しくは第四項、第三十条の二第 項 いて、作業 若しくは 兀 第

8 者又は第一項から第六項までの請負人が第三十条第一項を写って、第三十条の三第一項から第六項までの請負人が第三十条第一項若しくは所管理事業者、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文三十条の三第一項の元方事業者等、第三十条の四第一項の作業場十条第一項の特別の元方事業者等、第三十条の四第一項の作業場 項若しくは第四項、 十条第一項の特定元方事業者等、 第一項から第六項までの請負人及び前項の作業従事者は、 一条の二又は第一項から第六項までの規定に基づく措しくは第四項、第三十条の四第一項、第三十一条第一 保するためにする指示に従わなければならない。 \*、第三十条の四第一項の作業場第三十条の二第一項若しくは第 置 項 第三  $\overline{\mathcal{O}}$ 

てはならない。 法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしその指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この

請負人の講ず × き措置等)

2 • 3 第三十二条

4 措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜら 第三十一条第一 項の場合において、当該建設物等を使用する労

6 5

7

第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第一条の二の注文者又は第一項から第五項までの請負人が第三十条条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十 条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第 する指 示に従わなければならない。

、機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与す ける当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じう。)は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場におる者で、厚生労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」とい なければならない。

2

建築物貸与者の講ずべき措置

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与す 個人事業者のみに貸与するときは、この限りでない。を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以 を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部 受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため る者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を

(厚生労働省令への委任)

一項から第六項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三の四第一項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十条第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項 定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定第三十二条第七項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び

(製造の許可)

第 三十七条 (略)

3 2 項の許可の申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、

機械等貸与者等の講ずべき措置

第三十三条 機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければ。)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該者で、厚生労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という ならない。 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する

2 •

第三十四条 者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するた 建築物貸与者の講ずべき措

部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。め必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第 条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一 第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らな れらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は 第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこ ければならない事項は、 厚生労働省令で定める。 項

第三十七条 製造の許 可

2

(新設)

きは、この限りでない。 登録を受けた者(以下「登録設計審査の業務を行うと 学働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うと ならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県 ならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県 ならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県 ならない。ただし、第五十三条の計が前項の基準のうち特定機械 で設計 を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行つ 別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の

# (製造時等検査等)

第三十八条 項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。いう。)について当該特定機械等を外国において製造した者が同省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」と める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければなところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定める らない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働 設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び 特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを に次条第一項において同じ。 、号に掲げる機械等に係るものに限る。 特定機械等 (別表第 )を製造し、 第 号、 以下この 若しくは輸入した者 第 号 項及び次項並 |号及 Ű び第

検査を受けることができる。
、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において

2

# 一•二 (略)

## 製造時等検査等)

第三十八条 生労働大臣の登録を受けた者 ち厚生労働省令で定めるものをいう。 について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項 等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しよ 合は、この限りでない。 等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場 定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項におい あるときは都道府県労働局長の、 若しくは使用しようとする者は、 うとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、 て「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械 いう。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特 特定機械等を製造し、 (以下「登録製造時等検査機関 特別特定機械等であるときは厚 厚生労働省令で定めるところに 若しくは輸入した者、 以下同じ。 以外のもので 特定機力

ことができる。 別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受ける 特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特 特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特 特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において

略

3

略

(検査証 の交付等

第三十九条 する。 等について、 pについて、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付(以下「製造時等検査」という。) に合格した移動式の特定機械「十九条 登録設計審査等機関は、前条第一項又は第二項の検査

2 3

(譲渡等の制限等)

2 第 四十二条 (略)

3 事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者にを具備しなければ、労働者に使用させてはならない。 事業者は、 前項の 労働者に使用させてはならない。 機械等については、 同項の 規格又は 安全装置

という。)は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の代表者又は役員)である作業従事者(以下「作業従事役員等」限る。)又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、4 場所において仕事の作業を行う場合には、 同項の規格又は安全装置を具備しなければ、 又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、 当該機械等については そ  $\mathcal{O}$ 

ならない。

ることその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知す には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合 するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。 条第一項の機械等を製造し、又は輸入した者が、 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、 当該機械等で、 第四十二

機械等で、 |械等で、第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の

> 3 略

検 査証 の交付等

第三十九条 格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるとこ第一項又は第二項の検査(以下「製造時等検査」という。)に合三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条 ろにより、 検査証を交付する。

2 3

第四十二条 渡等 0 制限等 略

(新設)

(新設)

第 その他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するた 等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知すること その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械 号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、 条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、 四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、 め必要な措置を講ずることを命ずることができる。 第四十二 次の各

|械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の

いう。)を具備していないもの安全装置(第四号及び別表第四第十四号において「規格等」

(個別検定)

第四十四条 関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録個別検定機 ければならない。 ものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところ 械等を除く。)のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定める四十四条 第四十二条第一項の機械等(次条第一項に規定する機

2 6

第四十四条の二 のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行わ式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等の型者(以下「登録型式検定機関」という。)が行う当該機械等の型生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けたげる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚沢四十四条の二 第四十二条第一項の機械等のうち、別表第四に掲 れた機械等に該当するものは、 この限りでない。

(定期自主検査)

2 第 (略)

について、 同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者 及びその結果を記録しておかなければならない 厚生労働省令で定めるところにより、 定期に自主検査

> 置 (第四号において「規格等」という。 )を具備していな

(個別検定)

第四十四条 製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより ならない。 いう。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければ、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録個別検定機関」と 除く。)のうち、 うち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを第四十二条の機械等(次条第一項に規定する機械等を

2 6

型式検定

四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、 械等に該当するものは、この限りでない。 輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機 省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者 械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働 いての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち 下「登録型式検定機関」という。)が行う当該機械等の型式につ 別表第四に掲げる機 

2 5 7

(定期自主検査

2 第 四十五条 (略)

法人である場合には、 当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条 める資格を有するものが自ら実施し、 特定自主検査 定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の 」という。 その代表者又は役員)で厚生労働省令で定 を行うときは、 又はその使用する労働者で 当該事業者 (事業者が

3 という。 検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「特定自主検査」 資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当の代表者又は役員)である作業従事者で厚生労働省令で定める の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条 第 に実施させる方法 について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。 事業者 当該各号に定める方法によって行わなければならない。 項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主 は、 当該事業者(当該事業者が法人である場合には、 次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に

に実施させる方法働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生 又は検査業者で厚生労

## 6 | 4 | ・ 厚 5 |

これらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行必要があると認めるときは、事業を行う者若しくは検査業者又は「厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において うことができる。

# 登録設計審査等機関の登録)

第四十六条 ことについて、厚生労働省令で定める地域の区分ごとに、設計審号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行う録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項において「登 する者の申請により行う。 査又は製造時等検査(以下 第三十七条第三項の登録(以下この条、次条、第五 設計審査等」という。 を行おうと

> 等に の三第 に実施させなければならない。 0 いて特定自主検査を行う者 項に 規定する登録を受け 以下 他人の求めに応じて当該機械 検査業者」という。

(新設

## 5|3|

ができる。の団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な旨掌等ででの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な旨掌管ででいいの団体に対し、当該自主検査指針を公表した場合において具合労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において

# (登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 り、厚生労働省令で定める区分ごとに おいて「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところによ する者の申請により行う。 第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項に-六条 第三十八条第一項の規定による登録(以下この条、次 製造時等検査を行おうと

次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査及び製 造 )時

別別表第第第 第一 第四号に掲げる機械等 号又は第二号に掲げる機 械

第八号に掲げる機械等

第三号又は第五号に掲げる機械等機械等に係る特定機械等 設計審査

ロイ | 別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等|| 別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等|| 次に掲げる機械等に係る特定機械等|| 設計審

2 (略)

3 てに適合しているときは、登録をしなければならない。 この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者 (以下

いずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員設計審査を実施する者(別表第四の二第一号に掲げる条件の という。 の数が同表第二号に掲げる数以上であること。

する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合 査 の業務を管理するものであること。

械等の区分に応じ、 製造時等検査を行う者にあつては、 それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具そり者にあつては、別表第五の上欄に掲げる

験を有する者に限る。以下「検査員」という。)の数が同表第者(別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経」製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査を実施するの他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。 二号に掲げる数以上であること。

査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが検型、製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて別表第七

この号において 登録申請者が、 「製造者等」という。) 特定機械等を製造し、 - に支配されているもの - 又は輸入する者(以下

新

(新設)

2

3

てに適合しているときは、登録をしなければならない。 この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者(以下

新

(新設

査を行うものであること。 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検

」という。)が同表第二号に掲げる数以上であること。いずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員「 製造時等検査を実施する者(別表第六第一号に掲げる条件の

知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する  $\mathcal{O}$ 業務を管理するものであること。

匹 以下この号において「製造者等」という。」登録申請者が、特別特定機械等を製造し、 特別特定機械等を製造し、 に支配されている又は輸入する者(

として次のいずれかに該当するものでないこと。 その親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等が である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当す国にある事務所において設計審査等の業務を行おうとする者十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外 るものを含む。)であること。

## 登録は、

4 てするものとする。 登録設計審査等機関登録簿に次に掲げる事項を記載し

## (略)

# (設計審査等の義務等)

第四十七条 計審査等を行わなけれずなうなゝ。
求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設成してものである場合を除き、遅滞なく、設計審査等を行うべきことを

- 2 実施させ、 登録設計審査等機関は、設計審査審査等を行わなければならない。 ればならない。 製造時等検査を行うときは検査員にこれを実施させなこ審査等機関は、設計審査を行うときは審査員にこれを
- 3 設計審査等を行わなければならない。係る部分及び厚生労働大臣が定める方法に従つて、 録設計審査等機関は、 第三十七条第二項の 基準のうち かつ、 公正に
- て厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置とし 登録設計審査等機関は、製造時等検査を行うときは、 製造時等

## (変更の届出

第四十七条の二 又は第三号の事項を変更したときは、変更の四十七条の二 登録設計審査等機関は、第四 厚生労働大臣に届け出なければならない。 第四十六条第四 日から二週間以内に 項 (第二号

> 者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外 ・ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等ごのとして次のいずれかに該当するものでないこと。 するものを含む。)であること。 その親法人(会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第八百七

## ロ・ハ

4

してするものとする。 登録は、 登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載

### ς 兀 (略)

# .製造時等検査の義務等)

第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査を行わなければならない。 とを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、 登録製造時等検査機関は、 製造時等検査を行うべきこ 遅滞なく

- 2 にこれを実施させなければならない。 製造時等検査を行うときは、 検査員
- 3 基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法による弱製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の 製造時等検査を行わなければならない。
- 4 して厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置と 登録製造時等検査機関は、 製造時等検査を行うときは、 製造

## (変更の届出

第四十七条の二 る日 号又は第三号の事項を変更しようとするときは、 の二週間前までに、 登録製造 厚生労働大臣に届け出なければならない 時等検査機関は、第四十六条第四項第二 変更しようとす

金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければなら業務規程には、設計審査等の実施方法、設計審査等に関する料

めるところにより、 めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定51十九条 登録設計審査等機関は、設計審査等の業務の全部又は(業務の休廃止) ければならない。

ことができる。ただし、 ことができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登正審査等機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする設計審査等を受けようとする者その他の利害関係人は、登録設置かなければならない。 設計審査等機関の定めた費用を支払わなければならない。

2

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なける規程(以下「業務規程」という。)を定め、製造時等検査 四十八条 登録製造時等検査機関は、 製造時等 臣に届け出なければ 製造時等検査の業 等検査の業務に関す

る料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければ業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関す ならない。

2

### (業務の 休廃

第 又は一 四十九条 で定めるところにより、 出なければならない。 、るところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令、条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部

### 財 務諸 表等の備 付 け及び閲覧等)

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内にまって、まかできる。ただし、第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内にすることができる。ただし、第二十五条第一号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録表において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内にすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするにはである。 第五十条

3 ができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録設査等機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること 「損害保険契約」という。)を締結しているときは、登録設計審要な金額を担保することができる保険契約(以下この項において 計審査等機関が設計審査等に関し生じた損害を賠償するために必 計審査等機関の定めた費用を支払わなければならない。 設計審査等を受けようとする者その他の利害関係人は、 登録設

4 を厚生労働大臣に提出しなければならない。 「厚生労動大豆こ是出しよけしば ∵っ∵っ )規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書い規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書いた。 第一項 登録設計審査等機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一

# (審査員又は検査員の選任等の届出)

第五十一条 又は解任したときは、 その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 たときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞登録設計審査等機関は、審査員又は検査員を選任し、 遅滞

### 適合命令

務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関(以下第五十二条 厚生労働大臣は、登録設計審査等機関(外国にある事 登録設計審査等機関に対し、これらの規定に適合するため必要な第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その 措置をとるべきことを命ずることができる。 外国登録設計審査等機関」という。)を除く。)が第四十六条

### (改善命令)

第五十二条の二 認めるときは、 |計審査等機関を除く。)が第四十七条の規定に違反していると||十二条の二||厚生労働大臣は、登録設計審査等機関に多になると||一条の二||厚生労働大臣は、登録設計審査等機長に多量を含め

3 することができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには 製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、 おいて「損害保険契約」という。)を締結しているときは、 製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するた めに必要な金額を担保することができる保険契約 製造 登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない 時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、 次に掲げる請求を るときは、登録的(以下この項に 登 録

## 略

4

書を厚生労働大臣に提出しなければならない。項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告予録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一

## 検査員の選任等の届 出

第五十一条 の旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 したときは、厚生労働省令で定めるところにより、 登録製造時等検査機関は、 検査員を選任し、又は解任 遅滞なく、 そ

## (適合命令)

第五十二条 は、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合する四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき (以下「外国登録製造時等検査機関」という。)を除く。)が第事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関 ため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 厚生労働大臣は、 登録製造時等検査機関 (外国にある

### (改善命令

第五十二条の二 録製造時等検査機関を除く。)が第四十七条の規定に違反してい五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関、夕臣引入の言(で)

うべきこと又は設計審査等の方法その他の業務の方法の し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 改善に . 関

て準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録設計審査等機関につい 「請求する」と読み替えるものとする。

## 登録の取消し等)

を定めて設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることきは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間審査等機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つた第五十三条 厚生労働大臣は、登録設計審査等機関(外国登録設計 とができる。

一 ~ 六

2 かに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができる厚生労働大臣は、外国登録設計審査等機関が次の各号のいずれ

設計審査等の業務の全部又は一部の停止を請求した場合においかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて一 厚生労働大臣が、外国登録設計審査等機関が前二号のいずれ その請求に応じなかつたとき。

録設計審査等機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登」厚生労働大臣が、外国登録設計審査等機関の業務の適正な運 妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず ようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させ 若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五. 厚生労働大臣が、 この法律を施行するため必要があると認め

> の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法 改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### (準用)

第五十二条の三 は、「請求する」と読み替えるふう・1、7。いて準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるの\*五十二条の三(前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関につ

# (登録の取消し

期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製 ずることができる。

## 一~六 (略)

2 れかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができ厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいず

## <u>·</u>

て製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合にれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定め一 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいず おいて、その請求に応じなかつたとき。

させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒ませ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問さ運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国運生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な れず、若しくは虚偽の陳述がされたれ、妨げられ、若しくは忌避され、 若しくは虚偽の陳述がされたとき。 又は質問に対して陳述がさ

厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認め

た場合において、その報告がされず、て、外国登録設計審査等機関に対し、 又は虚偽の報告がされた必要な事項の報告を求め

3 6、当該検査を受ける外国登録設計審査等機関の負担とする。前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。

審査等機関が天災その他の事由により設計審査等の業務の全部又は一部の停止を命じたとき、登録設計規定により登録を取り消し、又は登録設計審査等機関に対し設計規定により登録を取り消し、又は登録設計審査等機関に対し設計規定により登録を取り消し、又は登録設計審査等機関に対し設計を、第四十九条の規定による設計審査等の業務の全部又は一部の名、第四十九条の規定による設計審査等の業務の全部又は一部の名、指道府県労働局長による設計審査等の実施) めるときは、当該設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うこは一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認 とができる。

2 又は一部を自ら行う場合における設計審査等の業務の引継ぎその都道府県労働局長が前項の規定により設計審査等の業務の全部 の必要な事項については、 厚生労働省令で定める。

# 二十三条の三 第四-(登録性能検査機関)

する。この場合において、第四十七条(見出しを含む。)から第第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用 とあるのは 及び第四十六条の二の規定は第四十 五十条まで及び前条 「外国登録設計審査等機関」とあるのは と読み替えるほか、 六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。 「性能検査」 第四十六条 (見出しを含む。 ٢ 次の表の上欄に掲げる規定中同 第一 「関」とあるのは「外国登録性能検査第五十二条から第五十三条までの規 項 (各号に係る部分に 0) 規定中 「設計審査等」 限る。

> たとき。 めた場合において、その報告がされず、て、外国登録製造時等検査機関に対し、 又は虚偽の報告がされ必要な事項の報告を求

3

、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)

第五十三条の二 があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登り規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対しの規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対しき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部 を自ら行うことができる。 |十三条の二||都道府県労働||局長は、登録を受ける者がいな||都道府県労働局長による製造時等検査の実施| いと

2 その他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎ、都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全

# 《登録性能検査機関》

第五十三条の三 欄に掲げる字句と読み替えるものとする。欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ性能検査機関について準用する。この場合において、 !げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下|査機関について準用する。この場合において、次の表の上|項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録| 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十

	項第五号	第四十六条第三				項第四号	第四十六条第三				項第三号	第四十六条第三													項   第四十六条第一	5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
別表第七	は、検査員 行う者にあつて	製造時等検査を	同表第二号	別表第六第一号	査は、製造時等検	行う者にあつて	製造時等検査を	行うもの	製造時等検査を	は、別表第五	行う者にあつて	製造時等検査を	」という。)	下「設計審査等	造時等検査(以	設計審査又は製	地域の区分	働省令で定める	ついて、厚生労	務を行うことに	各号に定める業	区分に応じ当該	る特定機械等の	次の各号に掲げ	項第三十七条第三	57.11 1 11.12 571.1
別表第十		検査員	同表の下欄	の中		応	別表第九の上欄に掲げる		性能検査を行うもの			別表第八		う	検査(以下「性能検査」	第四十一条第二項の性能							分	厚生労働省令で定める区	第四十一条第二項	

項及び第四十八	項	第四十七条第三	項及び第二項 第四十七条第一	第四十六条第四			項第四号	条第三		第四十六条第三			項第二号	第四十六条第三		写第一 号	┪╫			第四十六条第一
製造時等検査	製造時等検査	特別特定機械等	製造時等検査	<b>查機関登録簿</b> <b>登録製造時等検</b>	製造時等検査	輸入する者	を製造し、又は	特別特定機械等	製造時等検査	別表第七	同表第二号	別表第六第一号		製造時等検査	製造時等検査		別表第五		製造時等検査	第三十八条第一
性能検査	性能検査	特定機械等	性能検査	登録性能検査機関登録簿	性能検査	る者に機械等の整備を業とす	しくは輸入する者又は特	特定機械等を製造し、若	性能検査	別表第十	同表の下欄	同表の中欄	機械等に応じ、性能検査	別表第九の上欄に掲げる	性能検査	同表の下欄    ペオペオ	欄	という。)をいう。)	十一条第	四十一条第二項

項第六号 第四十六条第三 第五十二条 項|第 四 十: 含む。 第五十 前条 項|第 四 第五十二条の二 9年七条第四十七条第四 項及び第二項第 第五十三 第四十九条 号 十六条第四 (見出しを 七条第一 条第 条 (見 長都道府県労働局 これを実施させ 審査員又は検査 設計審査等を 製造時等検査 設計審査を行う 登録設計審査等 又は輸入する者 製造時等検査の 設計審査等の 設計審査等の 設計審査等の あらかじめ ときは審査員に 機関登録簿 を行うときは 設計審査等 性能検査の 付出又は廃: 検査員 若しくは輸入する者又は 性能検査の 労働基準監督署長 性能検査 性能検査 する者 性能検査の 性能検査を行うときは 登録性能検査機関登録簿 特定機械等の整備を業と 止 0 日 の三十

(登録個別検定機関)

第五十四条 第四十六条の二の規定は第四十四条第一項の登録について、第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。)五十四条 第四十六条(第一項(各号に係る部分に限る。) 第及及四びび

# (登録個別検定機関)

第五十四条 は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定五十四条 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条第

アン第三項 第五十条第二

第四

一十九条

前条

十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関につい 大国登録個別検定機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 大国登録個別検定機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条の二(見出しを含む。)の規定 がら第五十条まで及び第五十三条の二(見出しを含む。)の規定 を字句に読み替えるものとする。

項第四号 第四号 第四号	第四十六条第三			項 第四十六条第一 第三十七条第 第二十七条第
査  でである。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでをできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでをできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでをでる。 をでる。 をでる。 をでをでる。 をでる。 をでをでる。 をでをでる。 をでる。 をでる。 をでる。 をで。	型 製造時等検査を は、別表第五 にあつて で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	」という。) 造時等検査(以 設計審査等	地域の区分 る特定機械等の区分に応じ当該	次の各号に掲げ
定る機械等に応じ、個別検別表第十二の上欄に掲げ	個別検定を行うもの別表第十一	個別検定	分	厚生労働省令で定める区第四十四条第一項

表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

		邛
個別検定	製造時等検査	第四十七条第一
5.金石を木が木屋3.金糸	<b>査機関登録簿</b>	項目
登录固引食定幾對登录奪	登录製造時等寅	第四十六条第四
個別検定	製造時等検査	
で定める機械等		項第四号
第四十四条第一項の政令	特別特定機械等	第四十六条第三
個別検定	製造時等検査	
別表第十三	別表第七	項第三号
検定員	検査員	第四十六条第三
同表の下欄	同表第二号	
検定員	検査員	
同表の中欄	別表第六第一号	
定[		
る機械等に応じ、個別検		項第二号
別表第十二の上欄に掲げ	製造時等検査	第四十六条第三
個別検定	製造時等検査	
れ同表の下欄		
る機械等に応じ、それぞ		項第一号
別表第十一の上欄に掲げ	別表第五	第四十六条第三
個別検定	製造時等検査	
	項	項
第四十四条第一項	第三十八条第一	第四十六条第一

個別検定の個別検定の	設計審査等のの	第五十二条の二
検定員	審査員又は検査	出しを含む。)
6 6 6 6 7 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	製造時等検査	第四十七条第四
第四十四条第三項の基準	構造に係る部分第三十七条第二	四十
	査員 を行うときは検 を行うときは検	;
検定員  個別検定を行うときは	ときは審査員に設計審査を行う	第四十七条第二
登録個別検定機関登録簿	機関登録簿	項 第四十六条第四
個別検定	設計審査等	
で定める機械等の上四条第一	特定機械等	項第六号 第四十六条第三
個別検定の	製造時等検査の	
検定員を	検査員を	
別表第十三	別表第七	
	は、検査員 行う者にあつて	項第五号
検定員	製造時等検査を	第四十六条第三
同表の下欄	同表第二号	
検定員	検査員	
同表の中欄	別表第六第一号	

個別検定
製造時等検査
外国登録製造時
н/1
等検査機関
<b>小国</b> 登录 製 告 寺
構造に係るも
特別特定機械等
のうち

(見出しを含む	三号項及び第二項第
長 都道府県労働局	
県労働局長厚生労働大臣又は都道府	

項第欄欄る条 関について準用する。この場合において、第四十七条(見出しをて、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録につい及び第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。)五十四条の二 第四十六条(第一項(各号に係る部分に限る。) |十四条の二 | 第四十六 | (登録型式検定機関) から第五十三条までの見定中 ·規定中「設計審査等」 から第五十条まで及び第五十三条の二 とあるの 「小国送录役計審査等幾関」 は 「型式検定」と、 (見出しを含む。 第五十二

第四十六条第一 第三十七条第三 第四十四条の二第一項	院に掲げる字句に読み替えるものとする。	巛に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 │	るのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか、次の表の上	ンガで第3十三多での対対中 「夕目圣銀記言者査等模別」とあ
----------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

次の各号に掲げ

分厚生労働省令で定める区

各号に定める業 務を行うことに

区分に応じ当該

項

造時等検査(以設計審査又は製

型式検定

設計審査等

働省令で定める

域の区分

いて、

厚生労

### 登 録型式検定機 関

第五十四条の二 れぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そでの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合におい条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二ま五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四

型式検定	製造時等検査	
別表第十六	別表第七	項第三号
検定員	検査員	第四十六条第三
検定員	検査員	
別表第十五第一号	別表第六第一号	項第二号
型式検定	製造時等検査	第四十六条第三
型式検定	製造時等検査	
れ同表の下欄		
る機械等に応じ、それぞ		項第一号
別表第十四の上欄に掲	別表第五	第四十六条第三
型式検定	製造時等検査	
	項	項
第四十四条の二第一項	第三十八条第一	第四十六条第一

項			項	第四十七条第二	項	第四十六条第四		項第六号	第四十六条第三					項第五号	第四十六条第三					項第四号	第四十六条第三				項第三号	第四十六条第三	
第三十七条第二	査員を行うときは検	、製造時等検査	ときは審査員に	設計審査を行う	機関登録簿	登録設計審査等	設計審査等	华凭村村会	特定幾戒等	製造時等検査の	検査員を	別表第七	員	行う者にあつて	製造時等検査を	検査員	別表第六第一号	查	は、製造時等検	行う者にあつて	製造時等検査を	行うもの	製造時等検査を	は、別表第五	行う者にあつて	製造時等検査を	」という。)
基準 第四十四条の二第三項の			検定員	型式検定を行うときは、		登録型式検定機関登録簿	型式検定	機械等 1	第四十四条の二第一項の	型式検定の	検定員を	別表第十六			検定員	検定員	別表第十五第一号				型式検定		型式検定を行うもの			別表第十四	
第	百笋	笄	-	笞	笜	笙	刄	笛[	шIз	笄	百	笜					頂	笄	百	笜	項	笜	百	笜		百	笜
第五十三条第三	項及び第二項第五十三条第一	第五十二条の三		第五十二条の二	第五十二条及び	第五十一条	及び第三項	第五十条第二項	J\	第四十八条、第	項	第四十七条第四					項	第四十七条第三	項	第四十七条第二		第四十七条第一	項	第四十六条第四		項第四号	第四十六条第三
-	び十	第五十二条の三   等検査機関		第五十二条の二 外国登録製造時	+	十 一	及び第三項	_ 7	ン こ [ j			四十	製造時等検査	<i>ත</i>	の構造に係るも	特別特定機械等	項項の基準のうち	第四十七条第三 第三十七条第二	項 検査員	四十七		四十七条第一	. 1	四十六条第四	製造時等検査		第四十六条第三 特別特定機械等

	構造に係る部分	
第四十七条第四	製造時等検査	型式検定
項	検査方法	検定方法
第五十一条(見	審査員又は検査	検定員
出しを含む。)	員	
第五十二条	設計審査等の	型式検定の
第五十二条の二	設計審査等を	型式検定を
	設計審査等の	型式検定の
第五十三条第一	設計審査等の	型式検定の
三号び第二項第		
第五十三条の二	長 都道府県労働局	厚生労働大臣

第 五

十三条の二

長||都道府県労働局

厚生労働大臣

等検査機関

製造時

等検査

型式:

検定

(検査業者)

第五十四条の三 (略)

2

ができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けること

を経過しない者
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定に「第四十五条第一項から第三項までの規定若しくはこれらの規

二•三 (略)

3~5 (略)

第五十四条の四 (略)

従つて特定自主検査を行わなければならない。 2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第四項の基準に

(検査業者)

| 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けること|| 第五十四条の三 (略)

を経過しない者 おり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年おり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の七第二項の規定に 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規ができない。

3~5 (略) 二·三 (略

第五十四条の四 (略)

従つて特定自主検査を行わなければならない。
2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に

## (文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれの 第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれの 第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれの 第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く で定める方法により通知対象物に関する次の事項( 区は提供する者 (次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項に で定める方法により通知対象物」という。)を譲渡し、 で定分の事項( で定がるもの又は第五十六条第一項の物(以下この がいて「通知対象物を譲渡し、 では、文書の交付その他 でにおいて「通知対象物」という。)を譲渡し、 のと、では、文書の交付その他 では、文書の交付その他 でにおいて「通知対象物」という。)を譲渡し、 のと、変い。)をでにあるもの又は第五十六条第一項の物(以下この のの、五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれの

## 一~七 (略)

、又は提供した相手方に通知しなければならない。める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡しを行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定2 通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更

3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成別に対するととができる。

文書の交付等)

提供する場合については、この限りでない。第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれの第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康では、可順に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供あつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供あつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法とは提供する場合については、この限りでない。

## ~七 (略)

2

新設)

(新設

第百三条第四項において「代替化学名等通知者」という。

項の規定に基づき代替化学名等の通知を行つた者(次項及び

項を記録しなければならない。の成分、通知した代替化学名等その他厚生労働省令で定めるところにより、 他の厚生労働省令で定める事 当 「該通知に係る通知対象物

5 第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該は生ずるおそれがある場合にまして、厚自し、ショニージーは生ずるおそれがある場合にまして、厚自し、ショニージーに対して、原金の方法のために必要があるときは、当該は生ずるおそれがある場合にまして、原金し、ショニージーに対して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示して、原金の方法を表示していて、原金の方法を表示していて、原金の方法を表示していて、原金の方法を表示していて、原金の方法を表示していて、原金の方法を表示していていていているのがある。 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、

6

を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明は、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合に り 示した上で、 項の規定による通知に代えることができる。この項の規定によした上で、代替化学名等を通知することをもつて第一項又は第

7 前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の通知に代替化学名等を通知された者についても、同様とする。 関し 必

8 切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 要な事項は、厚生労働省令で定める。 厚生労働大臣は、 第三項及び第六項の代替化学名等の 通 知  $\mathcal{O}$ 適

9 厚生労働大臣は、 必要な指導等を行うことができる。 前項の指針に従い、 通知対象物譲渡者等に対

(安全衛生教育)

2 • 第五十九条 (略) (略)

4 就くときは、 作業従事役員等は、 同項に規定する教育を受けなければならない負等は、労働者と同一の場所において前項の

業務に

(新設)

2 •

第六十条の二 図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を1六十条の二 事業者は、前二条(第五十九条第四項を除く。)に

(新設)

(新設)

厚生労働省令で定める。 前二項に定めるもののほ か、 前 項 0 通 知に関 L 必要な事項は

(新設)

3

(新設)

第五十九条 (安全衛生教育)

第六十条の二 に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又はにおける安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務大十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場

	3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当
	2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、 1
	行わなければならない。るときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を
(新設)	か、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定め第六十五条の三の事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほ
	防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定
	し、必要な指導、援助等を行うことができる。
	3   厚生労働大豆は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対
	旭
	2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、そのの必要な措置を請するように努めなければならない。
	齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その
(新設)	第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため(高年齢者の労働災害防止のための措置)
し、必要な指導等を行うことができる。	体に対し、必要な指導等を行うことができる。
大	生労働
必要な指針を公表するものとす	公主
2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため	3 厚生労働大臣は、前二項の教育の適切かつ有効な実施を図るた   全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。
	わける安全衛生の水準の向上を図るため、
(	な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当 2 作業従事役員等に 労働者と同一の場所において危険又に有害
	分助弁に同一)易斤このいこ気度とは同なり
衛生のための教育を行ぶように多めたに対にたらえい	ころりはする業務に関する第40万に衛生のための教育を行うよう。  その従事する業務に関する第40万に衛生のための教育を行うしず
D	一・この  と  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に

4 たり、 する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。 前三 |項の規定による作業環境測定は、第六十五条第||必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。 第六十五条第二 一項に規

## 第六十五条の四 第六十五条の 五. 略

### 十七条 (登録教習機関) (略)

2

けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。四号を除く。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、 、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ労働大臣」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるほか)について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生 だい司長の下闌こ曷げる字可こ売み替えるこのにする。

数	機関登録 機関登録 等 工等	第四十六条第四十六条第四十六条第四十六条第四十六条第四十六条第四十六条第四十六条
指定した場合は、その期ることができない期間をの規定により登録を受けて年、第七十七条第四項	二年	項第二号 第二号 条第二
録」という。) の二第一項において「登条第一項及び第五十三条 へ第五十三条	登 録	(項各号列記以外の部分) (第四十六条第二)

### 第六十五条の三・第六十 五条 Ď 兀 略

## 録教習機関

2 第七十七条

3

都道府県労働局長	厚生労働大臣	第四十七条の二
	<b>査機関登録簿</b>	項
登録教習機関登録簿	登録製造時等検	第四十六条第四
間)		
指定した場合は、その期		
ることができない期間を		
の規定により登録を受け		項第二号
二年(第七十七条第四項	二年	第四十六条第二
いて「登録」という。)		
五十三条の二第一項にお		
第五十三条第一項及び第		の部分
する登録(以下この条、		項各号列記以外
第七十七条第一項に規定	登録	第四十六条第二

項各号列記以外							第五十二条の二								第五十二条			第四項	第五十条第一項	王十条第二項	四十九条及び第
審査等機関を除		設計審査等の		設計審査等を	七条が第四十	審査等機関を除	(外国登録設計	六条第三項各号	く。) が第四十	(う)ので)審査等機	下「外国登録設	審査等機関(以	を行う登録設計言報道等の第	十 緊所において設	あ				事業報告書		
が次の各号	の教習のしては第七十五条第三項の教習の対象を	条	を  現  -	一条第一頁の支能講習告第十四条若しくは第六十		第八項	が第七十七条第七項又は								が第七十七条第二項各号	事業報告書)	である場合にあつては、	関が国又は地方公共団体	事業報告書(登録教習機	習に第七十五条第三項の参	一条第一項の技能講習又
第五十二条の二	第五十二条			第五十条第四頁		第五十条第二項				<b>育丘上長育一頁</b>			一	<b>ラローしる</b>		項	第四十八条第二				第四十八条第一
厚生労働大臣	第四十六条第三 厚生労働大臣 同生労働大臣	五言分		事業報告書		製造時等検査			三字 光才 <del>立</del> 子 丛口 言言	事				リズヒコヒナケデスタマエ			製造時等検査	厚生労働大臣			製造時等検査
都道府県労働局長	第七十七条第二項各号 都道府県労働局長	事業報告書)	に地	事業報告書(登录教習幾一習	は第七十五条第三項の教一条第一項の技能講習又	条	事業報告書)	である場合にあつては、	関が国又は地方公共団体	_ 働	習	11	一条第一項の技能講習又   第十世条著しくに第テト	第一回 マニュー・ようて	は第七十五条第三項の教	一条第一項の技能講習又	第十四条若しくは第六・	都道府県労働局長	習  ()	は第七十五条第三項の教    一条第一項の技能講習又	//~

第一項の技能講習第十四条又は第六十一条 4 • 5

(略)

4 5

(略)

第二項

条の二

設計審査等

第一項

等による設計審査

等||な対し設計審査|

等により設計審査

|該設計審査等

第五十三条の二

設計審查等

項第五号 第五十三条第 -

第五十二条又は

第五十二条の二

項第三号 第五十三条第一

各号 各号又は第三項 第五十条第二項

項若しくは第四

項第二号 第五十三条第一

第四十九条まで 第四十七条から

第五十条第一

の部分

号く。

が次の各

設計審査等の

6 香等機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替え(以下この条において同じ。)」と、同条第四項中「登録設計審列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更 るものとする。

7

(厚生労働大臣等の権限)

2 第 九十六条

3 二十三条第一号において「外国登録設計審査等機関等」という。査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関(第百関又は指定登録機関、外国登録設計審査等機関、外国登録性能検業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機受録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査・厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録設計審査等機関、 の業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることが員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職)を除く。)(以下「登録設計審査等機関等」という。)の業務 3

第九十七条 局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のた令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働九十七条 作業従事者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命 適当な措置をとるように求めることができる。

3 2 注文者、 機械等貸与者その他第 項の作業従事者に係る事業を

> 6 等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替(以下この条において同じ。)」と、同条第四項中「登録製造時列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更 えるものとする。

7

第九十六条 (厚生労働大臣等の権限)

2

能検査機関、機関又は指定 いう。)を除く。)(以下「登録製造時等検査機関等」という。第百二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」と 査業者、 ることができる。 又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させその職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは に検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関(院関又は指定登録機関(外国登録製造時等検査機関、外国登録性業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関

4 • 5

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令 当な措置をとるようこ求りることでで、これの最近のため適、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長 当な措置をとるように求めることができる。

2

(新設)

してはならない。 当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いを行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、

(使用停止命令等)

# 第九十八条 (略)

若しくは建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。命じた事項について必要な事項を作業従事者、請負人又は機械等2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により

## 3 · 4 (略)

う。 命じた事項について必要な事項を作業従事者に命ずることができ 2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により

### (報告等)

要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働界百条。厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は

項を報告させることができる。
で定めるところにより、登録設計審査等機関等に対し、必要な事の法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令の法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省

2

# 第九十八条 (略) (使用停止命令等)

2

与を受けている者に命ずることができる。 命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により

## 3・4 (略)

命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により

2

### (報告等)

事項を報告させることができる。で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要なの法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、こ

3

略

# (災害状況の調査)

百条の二 又は死亡した災害の発生状況に係る情報その するため、 て調査を行うことができる。 業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推 他の必要な事項につ 疾病にかかり、 進

2 省令で定めるところにより、 厚生労働大臣は、 により、事業を行う者及び作業従事者に対し前項の調査のために必要なときは、厚生労働

3 り 前 必要な事項を報告させることができる。 項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところに 都道府県労働局長に委任することができる。

4 とができる。 労働省令で定めるところにより、 党令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任するこ項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生

(法令等の周知)

2 • 第百一条 (略)

該通知された事項に係るものを取り及う予目を書うしった。)を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等をされた事項(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代された事項(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代 る方法により、 に常時掲示し、 、当該物を取り扱う労働者に周知させなければなら、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定め

(書類の保存等)

律又はこれに基づく命令の規定(第五十七条の二第四項及びこれ百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法

3

(略)

(新設)

、法令等の周

2 • 第百一条

4 める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければな所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知 6

書類の保存等)

第百三条 律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類百三条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、 事業者は、 ( 次 項 この 及 法

づく命令の |項の帳簿を除く。)を、 保存しなければならない。 項 及

2 定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサ定めるところにより、設計審査等、性能検査、個別検定、型式検定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指 の登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳 ルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタント を備え、これを保存しなければならない。 録設計審査等機関、 登録性能検査機関 登録個別検定機 関

4 | 3 (略)

心した書類を、保存しなければならない。
「五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、

録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなけれほあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登タント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサル指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定常百十二条、次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国( ばならない。

を受けようとする者 第三十八条の検査 (登録設計審査等機関が行うもの を除く。

四の二第三十七条第三項、 うとする者 項若しくは第四十四条の二第一 |第一項の登録又はその第四十一条第二項、第 第四十四条第 更新を受けよ

を除く。)を受けようとする者 検査証の再交付又は書替え(登録設計審査等機関が行うも

> 第三項の帳簿を除く。 を、 保存しなけ ればなら

び

式検定、特定自主検査、免許試験、技能で定めるところにより、製造時等検査、 で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登 た帳簿を備え、これを保存しなければならない。ントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載し ンサルタント試験、 登録製造時等検査機関、 労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタ 登録性能検 技能講習、教習、 査 は、厚生労働省令登録教習機関、 録個別検定機 個別検定、 労働安全コ門別検定、型

3

(手数料

第百十二条 

(略)

。)を受けようとする者 第三十八条の検査 **登** 録製造時等 検査機関が行うも のを除く

項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けよ四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一 うとする者

を除く。)を受けようとする者 検査証の再交付又は書替え (登録製造 一時等検査機関が行うも

2 (略) (略)

(公元)

は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。 第三十七条第三項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で

二•三 (略)

務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。、又は設計審査等、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消し四 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで

力 (略)

七~十一(略)

2

役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、要求し、又録型式検定機関(以下この条において「特定機関」という。)の録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登業務(以下この条において「特定業務」という。)に従事する登第百十五条の三 設計審査等、性能検査、個別検定又は型式検定の

六~十三 (略)

2

二·三 (略)

業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定のにおいて準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消し、第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで

五 (略)

のとするとき。 第五十三条の二(第五十三条の三から第五十四条の二まで及のとするとき。

2 七~十一

)の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、要求しは登録型式検定機関(以下この条において「特定機関」という。登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又の業務(以下この条において「特定業務」という。)に従事する第百十五条の三 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定

拘禁刑に処する。 正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。これによつて不

2~4 (略)

した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。第百十六条 第五十五条の規定に違反したときは、当該違反行為を

者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。第八十六条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)又は二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項(第八十三第百十七条)第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

百万円以下の罰金に処する。 三は、その違反行為をした の規定 の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)、 第百十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の

る。 為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す 為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項中二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項有、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第

下の拘禁刑に処する。下の拘禁刑に処する。で不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以て不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。これによつ、又は約束したときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2~4 (略)

又は三百万円以下の罰金に処する。第百十六条第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑

百万円以下の罰金に処する。第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)又は二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項(第八十三第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

は百万円以下の罰金に処する。 第百十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の は百万円以下の罰金に処する。 第五十四条の七第二項又は第七十五条の十一第二項(第八十三条 の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定 による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした の一及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、 第百十八条 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の

刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁

項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項十二条、第四十三条、第四十四条第一項、第四十四条の二第七四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項

に違反したとき。
「第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十五条第一項、第六十五条の五、第六十五条第一項、第六十五条の五、第六十五条第一項、第六十五条の五、第六十五条第一項、第六十五条第三項、第六十五条の三第一項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項若しくは第四項、

したとき。 九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第

くは虚偽の文書を交付したとき。 表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若し三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の

き。 五 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反したと

ら第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条第一項、第二十五条の二第二項、第二十五条の二第二項、第二十五条の二第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第二項、第二十六条の二第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十六条第二項、第二十二条第一項がら第七項まで、第三十条第二項、第一十五条第一項、第十一条第一項、第十十条の四第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十三条

の規定に違反した者
い、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十八条第二項、第六十五条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一

した者 九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反九十八条第一項又は第九十九条第五項、第八十八条第六項、第二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第

くは虚偽の文書を交付した者表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若し三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の

(新設)

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

罰金に処する。 第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項、第三十条の二第一項、第三十条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十十条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十三条

百三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

十九条第二項の規定による命令又は指示に違反したとき。十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九おいて準用する場合を含む。)、第五十七条の五第一項、第六二 第十一条第二項(第十二条第二項及び第十五条の二第二項に

第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表

は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しく九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、』 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。 をしたとき。

虚偽の報告をし、又は出頭しなかつたとき。第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは

ず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。 第百三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせ

為をした登録設計審査等機関等の役員又は職員は、五十万円以下第百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行 の罰金に処する。

<u>\</u>
=

たとき。 第百条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をし

五.

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下 の過料に処する。

び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に第五十条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及

第八十七条第六項、 項又は第百三条第一 二条第一項の規定に違反した者第八十八条第一項から第四項まで、

十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九おいて準用する場合を含む。)、第五十七条の五第一項、第六部十一条第二項(第十二条第二項及び第十五条の二第二項に

第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、 若しくは

ず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者、第百三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせ虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第百二十一条 為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、 下の罰金に処する。 五十万円以その違反行

兀 <u>\</u>

五.

略)

をしたとき。 第百条第二項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告

第百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下 過料に処する。

び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に 第五十条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及

規定による請求を拒んだ者(外国登録設計審査等機関等を除く まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の ないのに第五十条第二項(第五十三条の三から第五十四条の二事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由が 違反して財務諸表等を備えて置かず、 財務諸表等に記載す ×

略)

附 則

(削る)

別表第一 (第三十七条、 第三十八条関係

<u>\_</u> く 八 (略)

別表第四(第四十四条の二関係) ~ 十 三 (略)

十四四 うち安全装置又は保護具であつて、四 前各号に掲げるもののほか、第 とが適当でないものとして政令で定めるもの 大な労働災害を生ずるおそれがあり、 第四十二 規格等を具備しなければ重四十二条第一項の機械等の 個別検定によるこ

別表第四の二 (第四十六条関係)

条件

前期課程を修了した者を含む。 する学科を修めて卒業した者 という。 学校教育法による大学又は高等専門学校に 次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうと 以下「工学関係大学等卒業者(当該学科を修めて専門職大学局等専門学校において工学に関

> 規定による請求を拒んだ者(外国登録製造時等検査機関等を除まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の ないのに第五十条第二項(第五十三条の三から第五十四条の二事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由が 違反して財務諸表等を備えて置かず、 財務諸表等に記載すべ

(略)

附 則

第四 条の 心 条 れば」とあるのは、「行う・十の規定の適用については、 理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例? 第十三条第一 項の事業場以外の事業場についての第六十六 当分の間、 同条第 一項中 「行わ

別表第一 (第三十七条関係

なけ

行うよう努めなければ」とする。

一〜八 (略

別表第四(第四十四条の二関係

~ 十 三 略

(新設)

(新設)

- 48 -

別表第一第八 等に掲げる機械 別表第一第六 号又は第五号別表第一第三 等に掲げる機械 号又は第二号 被等 おうとする機 械等 号に掲げる機 別表第一第四 等掲げる機械 別表第一第八 等||に掲げる機械 号に掲げる機別表第一第四 等|に掲げる機械 | 一概等 | 一研修を行う機 等掲げる機械 号及び第五号別表第一第三 別表第一 別表第 号及び第七号 械 等 第六 第 (2)(1)。| が行うものであること ホ 登録設計審査等機関 品 附属装置及び附属工作及び試験方法 関係法令、 要件 強度計

あること。
あること。
かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものでかつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものでする研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、する機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修する機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修

口 であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了しても該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれがおりとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲 たものであること。 等卒業者」という。) .関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学 で、イの表の上欄に掲げる設計審査を

イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であ

きは、これを切り上げる。) 数こと。 年間の設計審査の件数を五十で除して得た数 (端数があると

(新設)

別表第四の三(第四十六条関係)

特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有る研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げ 等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を工学関係大学等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械 するものであること。

当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に 験を有するものであること。 機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行おうとする特定 工学関係高等学校等卒業者で、

### 別 表第五 (第四十六条関係)

に掲げる機械等別表第一第八号	に掲げる機械等別表第一第四号	び第二号に掲 別表第一第一号	機 械 等
、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計	離測定装置及び鋼索用磁気探傷器超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距	機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用	機械器具その他の設備

別表第六(第四十六条関係)

間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了いずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件の検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中工学関係大学等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等 したものであること。

号又は第二号 別表第一第一	を行おうとする機械等
号及び第二号別表第一第一	械等を行う機
げる科目について行わ 学科研修が、次に掲	要件

別表 第五 (第四十六条関係)

超音波探傷器

ファイバースコー

六五四 写真濃度計 ひずみ測定器 ノイルム観察器

## 別表第六 (第四十六条関係) 条件

する学科を修めて卒業した者 研修の時間が百六十時間以上であり という。 期課程を修了した者を含む。 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関 次のいずれにも該当する研修であって学科 (当該学科を修めて専門職大学 以下「工学関係大学等卒業者 検査実習が十件

学科研修が、次に掲げる科目について行以上であるものを修了したものであること。 学科研修が 次に掲げる科目について行われるものであ

ること。

特別特定機械等の構造

工作及び試験方法材料及び試験方法

属装置及び附属品

関係法令、 強度計算方法及び検査基準

等  に掲げる機械	等  に掲げる機械	ロ 材料及び試験方法 イ 特定機械等の構造 れるものであること。
機等 号に掲げる機 の 場の の の の の の の の の の の の の の の の の の	特別表第一第四	- 品  引 - 附 工 ホ
特別   別表第一第八	械等  号に掲げる機  別表第一第八	22 登録設計審査等機関が行うものであることが行うものであること

口 十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるもの件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表工工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造工工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造工 を修了したものであること。

ること。 イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であ

るときは、これを切り上げる。 年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数 (端数があ

別表第七(第四十六条関係)

当該特定機械等に係る製造時等検査の業務に十年以上従事した掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に 掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作者しくは検査又は査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検工学関係大学等卒業者で、製造時等検査を行おうとする特定 経験を有するものであること。

(2)登録製造時等検査機関が行うものであること。

る研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、 等卒業者」という。 に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学 検査実習が十五件以上であるものを修了したものである □の11及び21のいずれにも該当す

こと。 に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であ

一又は「

数|ること。

るときは、これを切り上げる。 年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数 (端数があ

別表第七(第四十六条関係)

査の業務に従事した経験を有するものであること。 設計、 工学関係大学等卒業者で、 製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検 十年以上特別特定機械等の研究、

二 (略)

別表第八(第五十三条の三関係)

(略)	げる機械等 及び第二号に掲別表第一第一号	機械等
(略)	用機器超音波厚さ計、超音波探傷器及び外観検査	機械器具その他の設備

別表第十一(第五十四条関係)

に掲げる機械等 から第四号まで 機型 別表第三第二号 超五	(略) (略	機 械 等
	<b></b>	機械器具その他の設備

別表第十四(第五十四条の二関係)

時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造一 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上特別特定機械等の

三 (略)

別表第八(第五十三条の三関係)

(略)	げる機械等 及び第二号に掲別表第一第一号	機 械 等
(略)	ースコープ超音波探傷器及びファイバ	機械器具その他の設備

別表第十一(第五十四条関係)

及び写真濃度計スコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバー	に掲げる機械等から第四号まで別表第三第二号
(略)	(略)
機械器具その他の設備	機械等

別表第十四(第五十四条の二関係)

略)	技能講習又	別表第十九(第七十	別表第十八 (第七十六条関係) 一~三十 (略) (削る) (削る) 三十一・三十二 (略) 三十一・三十二 (略) 三十一・三十五 (略) 三十四・三十五 (略) 三十四・三十五 (略) 三十三 車両系機械運転技能 の政令で定める車両系機械 の政令で定める車両系機械	等  号に掲げる機械	(略)	機械等
	へは教習	(第七十七条関係)	(第七十六条関係) (第七十六条関係) 三十二 (略) 三十五 (略) 三十五 (略) 三十五 (略) 三十五 (略) 三十五 (略) 三十五 (略) 三十五 (略)	要な機械器型式検定に必要な機械器型	(略)	機
(略)	設機械器具その他の設備及び施		十六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	めるもの 要な機械器具その他の設備として政令で定 又は寸法検査その他の試験を行うために必 型式検定に必要な機械的試験、電気的試験		機械器具その他の設備
(略)	技能講習习	別表第十九(第七十	Text	(新設)	略)	機械等
	又は教習	(第七十七条関係)	_   _   係	(新設)	(略)	+9l%
<u>(略)</u>	機械器具その他の設備及び施		(基礎工事用)運転技能講習(基礎工事用)運転技能講習(基礎工事用)運転技能講習			機械器具その他の設備

別表第二十 一~十七 (削る) (第七十七条関係) (略)

(略)	(略)
設を運転することができる施車両系機械及び当該車両系機	車両系機械運転技能講習
(略)	高所作業車運転技能講習
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)

転技能講習

(解体用)

運

を運転することができる施設で車両系建設機械(解体用)及

技能講習・積込み用及び掘削用)

・積込み用及び掘削用)を運車両系建設機械(整地・運搬車両系建設機械(整地・運搬車両系建設機械(整地・運搬

転することができる施設

車

-両系建設機械

整

門用)運転型地・運搬

車両系建設機械

(基礎工事用

車両系建設機械

(基礎工事用

工事用)を運転することがで)及び車両系建設機械(基礎

きる施設

(略)

高所作業車運転技能講習

高所作業車

(新設)

略

(新設)

別表第二十 (第七十七条関係

略

略

~ 十 七 (略)

技能講習及び車両系建設機械 講習及び車両系建設機械(解体用)運転技能講習車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転

		講学習科	講
知識に関する事	知法及造る作識にび、装置関作取置す業の関する方に構す	関い造る装行る及びの方法取の方法取機に扱構す	習 科 目
科を修めて卒業した者で、その後三年で、以下同じ。)であること。専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)であること。	一 大学等において機械工学に関する学 一 大学等において機械工学に関す 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識 三年以上車両系建設機械(整地・運搬 ・積込み用及び掘削用)又は車両系建 設機械(解体用)の設計、製作、検査 フは整備の業務に従事した経験を有す るものであること。 るものであること。	一 大学等において機械工学に関する学 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識 1 前二号に掲げる者と同等以上の知識 を修めて卒業した者で、その後 三年以上自動車の設計、製作、検査又 は整備の業務に従事した経験を有する ものであること。	条 件

講 実 習 だ の 作 装 着 の の の た 操 め 作	関係法令	
一 大学等において機械工学に関する学 科を修めて卒業した者で、その後一年 以上車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械 三年以上車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)の運転の業務に従事した者で、その後 三年以上車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 を修了した者で、その後五年以上車両系建 を修了した者で、その後五年以上車両系建 が掘削用)又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)であること。 三年以上車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)であること。	験を有する者であること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経るものであること。 以上安全の実務に従事した経験を有す	経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識械(解体用)の運転の業務に従事した一種験を有するものであること。 経験を有するものであること。

		講 学 習 科	講	九九	
運転に必要	知法に関する 作	関い造る表行の及び一番に扱っている。	習科目	車両系建設機械	
一 大学等において土木に関する学科を	一 大学等において機械工学に関する学	一 大学等において機械工学に関する学 科を修めて卒業した者であること。 三年以上自動車の設計、製作、検査又 三年以上自動車の設計、製作、検査又 は整備の業務に従事した経験を有する ものであること。 ものであること。 経験を有する者であること。	条件	械(基礎工事用)運転技能講習	経験を有する者であること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識するものであること。

講実習 技 作の作表 大変置の のた での た 関 関 り	関係法令	知 ( 項 に 関 する ( 事 ( 事 ( 事 ( 事 ( 事 ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も ( ) も も も も
四 前三号に掲げる者と同等以上の知識    四 前三号に掲げる者と同等以上の知識  四 前三号に掲げる者と同等以上の知識  四 前三号に掲げる者と同等以上の知識  四 前三号に掲げる者と同等以上車両系建設機械(基礎工事用)のであること。   回 前三号に掲げる者と同等以上車両系建設機械(基礎工事用)のであること。   回 前三号に掲げる者と同等以上の知識	験を有する者であること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経 以上安全の実務に従事した経験を有す	事

経験を有する者であること。

学科   注行に関す				
満に   一			講学習科	講
	知識に関する。	知法及造装 識に取取置に 関作取置と すまい構	る 方 び 置 に   知 法 取 の 関	科
- 「八 禾 で   上  -  性  表    于  -       -   -   -   -   -   -   -	了した者を含む。、科を修めて、専門でおいて車両系機において車両系機	大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい 大学等におい		

(新設) (新設)

車両系機械運転技能講習

(略)

<u>-</u>   +	講 漢 習 技		
•	作 の 作 及 装 業 行 び る の た 操 め 体	関係法令	
(略)	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系機械の運転の業務に従事しる学科を修めて卒業した者で、その後一年事した経験を有するものであること。 事した経験を有するものであること。 事した経験を有するものであること。 事した経験を有するものであること。 事した経験を有するものであること。 事した経験を有するものであること。 ものであること。 ものであること。 経験を有する者であること。	験を有する者であること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経 一 大学等を卒業した者で、その後一年	三 高等学校等において車両系機械を用 一 高等学校等において車両系機械の であること。 のであること。 経験を有する者であること。

十二·二十三 (略)

- 62 -		

 $\bigcirc$ 作業環 、境測 定 法 (昭和五十年法律第二十八号) 抄) (第三条関係) 【令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】

改 正 案 (傍線部分 行 は 改 正 部 分

目 的

第 し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とす適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、 号)と相まつて、作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及 この法律は、 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 ぞれ当該各号に定めるところによる。 それ

(略)

働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うもの一個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労 をいう。

るものをいう。 までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定め ち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項指定作業場の労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のう

五| 〜 八|

(作業環境測定の実施)

作業環境測定を行うときは、 その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならな 〈境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより|第一項から第三項までの規定により、指定作業場について事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五

現

目

的

第

び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、 適正な作業環境を確保し、 号)と相まつて、 一条 この法律は、 作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及 労働安全衛生法 もつて職場における労働者の健康を保 昭昭 和四十七年法律第 五十七

(定義)

持することを目的とする。

ぞれ当該各号に定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に 次の各号に掲げる用語  $\mathcal{O}$ 意義 は、 それ

<u>·</u> (略)

政令で定める作業場をいう。 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のう

兀 「 { 七 略

、作業環境測定の実施)

第三条 施させなければならない。 で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実 指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により

2

(略)

従つてこれを実施しなければならない。を実施するときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定、四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は

- 境測定基準に従つてこれを行わなければならない。 よる作業環境測定を行うときは、同法第六十五条第二項の作業環十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定に2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六

(作業環境測定士の資格)

第五条 作業環境測定士試験(以下「試験」という。)に合格し、第五条 作業環境測定士試験(以下「試験」という。)を修了した者であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの省令で定める労働衛生に関する実務に従事した者であつて厚生労働う講習(以下「講習」という。)を修了した者であつて厚生労働の、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行

(登録の手続)

労働省令で定める書類を添付しなければならない。条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面その他の厚生2 前項の申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、第七

2 (略

測定基準に従つてこれを実施しなければならない。 定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規

項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。十五条第一項の規定による作業環境測定を行うときは、同条第二作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六

2

(新設)

(作業環境測定士の資格)

のは、作業環境測定士となる資格を有する。 以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもう講習(以下「講習」という。)を修了した者その他これと同等かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行第五条 作業環境測定士試験(以下「試験」という。)に合格し、

のは受録の手続

第九条 (略)

2

める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六百により、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書前項の申請書を提出する場合には、厚生労働省令で定めるとこ

### 3 4 (略)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、 けることができない。 試 上験を受

した者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。)者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了 高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は

統の正規の学科を修めて卒業した者 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系

### (略

(指定の公示等)

行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければ定めるところにより、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を第二十二条 厚生労働大臣は、指定をしたときは、厚生労働省令で

2

3 定めるところにより、 めるところにより、その旨を公示しなければならない。厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、厚生労働 厚生労働省令で

(試験事務の休廃止)

第二十九条 (略)

2 るところにより、 厚生労働大臣は、 その旨を公示しなければならない。 前項の許可をしたときは、 厚生労働省令で定

(指定の取消し等)

3 示しなければならない。 4

## (受験資格

第十五条 次の各号のいずれ けることができない。 かに該当する者でなけれ 試験を受

生の実務に従事した経験を有するもの統の正規の学科を修めて卒業した者で その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの した者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。)で、者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了 高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は 『の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系

## (指定の公示等)

第二十二条 開始の日を官報で公示しなければならない。名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務は二十二条。厚生労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の のの

### 2 (略)

3 公示しなければならない。厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、 その旨を官報で

(試験事務の休廃

第二十九条 (略)

2 示しなければならない。 厚生労働大臣は、前項の許可をしたときは、 その旨を官報で公

指定の取消し等

2 生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければなら事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、厚厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験

## (厚生労働大臣による試験事務 $\mathcal{O}$ 実施

2 め、その旨を公示しなければならない。のとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじし、又は同項の規定により自ら行つている試験事務を行わないも厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものと

2 3

3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の 一項、第四十八条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並 がに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四 作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十六条 に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第五十二条の二、第 一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条の二、第 一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条の二、第 一項、第四十九条、第五十条第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の 一及び第五十三条第一項の規定中 「厚生労働大臣」とあるのは「

の旨を官報で公示しなければならない。 事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、事と労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試 又は試 そ験

### 第三十一条 厚生労働大臣による試 験 事 務 0 実

2

らない。 のとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければなし、又は同項の規定により自ら行つている試験事務を行わないも「 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものと『三十一条 (略)

### 3

# 第三十二条

3

の二及び第五十三条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは第一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条

「又は六月を超えない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第講習若しくは同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同項中中「設計審査等」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する七項」と、同条並びに同法第五十三条第一項及び第五十三条の二七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第 二条第二項各号のいずれか」と、同法第五十二条の二中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十は「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十 同項第三号中「第五十条第二項各号又は第三項各号」とあるのは定法第三十二条第六項若しくは第七項若しくは第四十三条」と、 第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は作業環境測 は第四項又は第百三条第二項」とあるのは「第四十七条の二から する研修」と 境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定 第五十条第二項各号」と読み替えるものとする。 九条及び第五十条第二項中「設計審査等」とあるの 「第四十七条から第四十九条まで、 同法第五十条第一項中「第百二十三条」とあるの 第五十条第一項 同 塔若しく

5 「項中「登録設計審査等機関登録簿」とあるのは、「登録は、前項の更新について準用する。この場合において、|第二項並びに労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四 登録簿」と読み替えるものとする。 「登録講習機いて、同条第の第四項の規

## 6

用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「こ四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第三十四条 労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項(準用) の法律又はこれに基づく命令」とあるのは用する。この場合において、同法第四十六名 「この法律若しくは作

> ر ح 三十二条第二項各号のいずれか」と、同法第五十二条の二中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第るのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第百二十三条」とあ 同項第二号中「第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項同項中「又は六月を超えない範囲内で」とあるのは「又は」と、定する講習若しくは同法第四十四条第一項に規定する研修」と、の二中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規は第七項」と、同条並びに同法第五十三条第一項及び第五十三条四十七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しく四十七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しく るのは「 」と、同項第三号中「第五十条第二項各号又は第三項各号」とあ環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項若しくは第四十三条二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は作業 若しくは第四項又は第百三条第二項」とあるのは 九条及び第五十条第二 |測定法第五条に規定する講習又は同法第四 第五十条第二項各号」と読み替えるものとする。 県 製造 局 長 同 査」とあるの 法 は「第四十七条の第五十条第一項 |十四条第 第四 項に

## 4

5 機関登録簿」と読み替えるものとする。四項中「登録製造時等検査機関登録簿」定は、前項の更新について準用する。こ |項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは、「登録講習は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第第二項並びに労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規

## 7

6

の用 一律又はこれに基づく命令」とあるのは 「この法律若しくは作

業環境測定法又はこれらに基づく命令」と読み替えるものとする。

2 三条中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県第一項、第三項及び第四項、第十条、第十二条第二項並びに第十第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同条第十条中「第七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、第九条労働省又は都道府県労働局」と、第九条第一項及び第三項並びに定機関名簿」と、同条第一項中「厚生労働省」とあるのは「厚生定機関名簿」と、同条第一項中「厚生労働省」とあるのは「作業環境測いて、第八条中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測 者が受けて 掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請労働局長」と、第九条第二項中「第七条第二号から第四号までに 条の規定は、作業環境測定機関に関して準用する。この場合に 業環境測 代わるべき書面)を提示」とあるのは する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては 第八条から第十条まで、 |境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、 いる第十六条の合格証及び講習修了証 第十二条第二項、第十三条及び第十 の部分中「指定作業場につ 「作業環境測定機関登録証 「第三十三条第 (第五条に規定 第十条中 これらに

 $\bigcirc$ 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) (抄) (附則第十一条関係)【令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】

(B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	の登録 一項(検査業者)の検 安全衛生法第五十四条	規定による登録	一~八十二 (略)	事項 認定、指定又は技能証明の 器記、登録、特許、免許、許可、 課	 	改 正
(略) (略)		(昭和四十七年法律第五十七号)の		税標準 税率	第三十四条―第三十四条の三―の表(第二条、第十七条、第五条、第	案
(四〜広) (略) (四〜広) (略) 対の登録)の登録(更新の登 第一項(登録製造時等検査機 第一項(登録製造時等検査機	美者の登録 二第一項(絵 年第五十七号 女全衛生法	しくは登録型式検定機関の 一世の はいまま はいまま はいまま はいま はいま はいま はいま はいま はいま	一~八十二 (略)	事項。一部で、指定又は技能証明の登記、登録、特許、免許、許可、	、 第十九条、第十条、 第十九条、第十条、 元製係)	現
) の登録(更新の登 の登録(更新の登 衛生法第三十八条 登録件数		型式検定機関の登録機関、登録個別検定機関若機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製ラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業		能証明の課税標		

八十四   作業環境測算機関の圣鏡子に作業環境測算者に存る
-------------------------------

八十四の二~百六十 (略)	(略) おが受ける登録を除く。) 対定する第一種作業環境測定	同の第法作一	(一) 作業環境測定法第三十三条	登録講習機関の登録の登録又は作業環境測定士に係る八十四(作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る
	(略)	1	登録件数	又は作業環境測
	略)	九 万 円	一件につき	測定士に係る

 $\bigcirc$ 年一月一日、令和八年四月一日又は令和八年十月一日施行】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 抄 (附則第十三条関係)

令和

部

分

(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(以) (労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(以) (労働者派遣法」という。) 第四十五条第三項の規定により適用の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。) を適 四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいうた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和ている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もま四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣され 二条、第六十二条の二、第六十六条の五第一項、第六十九条及び八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十及び第三項を除く。)まで、第十三条の二、第十三条の三、第十 第三条第一 遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 7三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条(第二項先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派 安 「派遣中の労働者」という。)に関しては、 改 適 関 ける特 正 案 第二号の業務 第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条(第二項第三条第一項、第四条、第十条、第十二条の二第二項という。)が第三項を除く。)まで、第十一人条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十九条の二、第二十五条の二第二項(労働者派遣事業の適正な運営の確に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除くで、第一四十四条第一項に規定する派遣中の規定により適用される場合を含むという。)第四十五条第三項の規定により適用される場合を含むという。)第四十五条第三項の規定により適用される場合を含むという。)に関しては、第二十五条の二第二項」とあるのは「次の業務」とあるのは「次の業務(第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除くの条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働者派遣法第四条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働者派遣法第一項、第二十五条の二、第十二条の第二項の規定による健康診断であつて厚生労働者派遣法第一条第二項を終了による対象を表す。 第 四十 。以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいうた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和ている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もま 遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 五条 働 安 全 現 労働 生 者 がその事業における派 用に 関 す る特 例 (傍線  $\mathcal{O}$ 部 行 分は 改 Ê 同

条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。)及条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同厚生労働省令で定めるものを含む。)及び当該健康診断に係る同

めるも

定による健康診

断に

一係るも

限る。

係る同条第五項ただし書

)及び第五号の

係る同条第四項

の規定に

と康診断並び のを含む。

びにこれらの健康

)及び当該健康診断に

による健康診断(同条第二項後段の規定による健康診断であつてに係るものを除く。)、第三号の業務(第六十六条第一項の規定(第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育

項法派

項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定め該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される 「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労を除く。)」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するもの 務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業 省令で定めるものを除く。)」とする。 の」とあるのは「定めるもの (派遣中の労働者に関しては、 項及び第十二条の

3 2

を除く。)、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項及び第四項、第二十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第二十条の三まで、第二十条の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先 遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中一労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派 が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 第六十六条第二項前段及び後段 第六十一条第一項、 第六十五条から第六十五条 (派遣先の事業を行う

> のを除く。)」とする。中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるも中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるも同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項(派遣一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。)」と、一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。)」と、 十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるの労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で 号の 遣法第四十五条第三 条の二 定めるもの(派遣中の労働者に関しては、当該情報のうち第 業務」とあるのは 同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」 第二項」とあ るのは「第二十五条の二第二項(労働者派「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十 項及び第十二条の二中 派遣先安全衛生管理業務」という。 第十条第一項各 第一項各号

び厚

五.

2

3

遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派 の政令で定める業務に従事させたことのある労働者 -六条第二項前段及び後段第六十一条第一項、第六 第六十五条から第六十五条の四まで、 (派遣先の事業を行う者が同項後

同じ。 いて同じ の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若 の条において同じ。)、第六十六条の四、第六十六条の川、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。 後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。 項並 派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む )、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前近びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この)並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及) 以下この条において同じ。 項に規定する派遣中の労働者を含む。)に係る に係 第六十六条の八の三、 下この に限る。以下こ頃前段及び後段この条において投及び後段、第 下こ ئ<sup>°</sup> ) \_ において

限る。)」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分にる。以下この条において同じ。)又は第五項ただし書(第六十六 に規定する派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六十六条の八項」とあるのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項 項」とする。

- 5

5

- 6
- 15 事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律( 条中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者(労働者派遣前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第

派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六十六条の八第一項」とのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項に規定すると、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とある段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。)」 する。 及び後にお 派遣元の事巻(デー)・「第六十六条の一等」で、「法第六十六条の八の三中「第六十六条の八ち」「以後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。)」「後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。)」

- 4 前項の規定を適用する。

  2 前項の規定を適用する事業者とみなられた者」として、同項の規定を適用する事業者とみな者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働とあるのは、「労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とかなされる。
- 6 ときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。単に「労働安全衛生法の規定」という。)に抵触することとなる条第一項、第六十五条の四又は第六十八条の規定(次項において 条第一頁、写了「11.37)] 「Liffic Community でにより適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十一定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十二章 当時労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規
- 15 7 14
- な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律九条中「事業者、」とあるのは「事業者(労働者派 前各項の 業者、」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正規定による労働安全衛生法の特例については、同法第 ( 以 下 「労働

第一項、第百四条第一項、第二項及び第四項、第百六条九条の二第一項及び第二項、第百条から第百二条まで、九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第一項の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第 三条、第六十六条の五流の一項から第四項まで、 を行う 条において同じ。 议 項中「 いう。 下 「派遣法第四十五条の規定を含む。)」と、同:法第百一条第一項中「この法律」とあるのは 法第四十五条の規定により適 第三十四条の規定」とあるのは くで、 遣先の事業者」という。 第三項、第七十条の二第二項、、第三十三条第一項、第三十四 同法第二十八条第四 兀 第九十三条第二項及び第三項、 第一項に規定 第九十九条第一項、 する 用される場合を含 第三十四条の 派遣先の 第九· 事業

第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定を含む。)」と、同法第百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定を除く。)」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定を除く。)」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命」とあるのは「第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。)」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命での規定を除く。)」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定(第五十七条の規定(労働者派遣法第四十五条の規定を含む。)」と、同法第六十八条第一項中「第三十四条の規定 これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。)及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定(第二章の規定を除く。)」とあるのは「(第二章の規定を除く。らの規定に基づく命令の規定」と、同法第百十五条第一項中「( される場合を含む。 を含む。)又は同条第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれ 令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合 次条において同じ。

ののは「、いうでは、いうでは、いうでは、いっちでは、いうでは、 「この法第百十五条第一項中「(第二章の規定を除く。)」と しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定 「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四 条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは 米第一項中「この法律とはこれに基づく命令の規定」とあるのは 大五条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百四 十五条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百四 条の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規あるのは「(第二章の規定を除く。)及び労働者派遣法第四十五 定を含む。)を適用する。 十五条の規定により適用される場合を含む。)」と、のは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者 「この法律」条第一項は 律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四 0 法 律又はこれに 基 づく命令の規定」

• 17

16

第

準用する場合を含む。)、第四章及び第五章の規定を適用する。て、同法第一章、第八条第二項(同法第三十四条第二項において第二十八号)第二条第一号に規定する事業者に含まれるものとしする事業者とみなされた者は、作業環境測定法(昭和五十年法律7四十七条 第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用(作業環境測定法の適用の特例) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項(この場合において、同法第三条第一項中「労働安全衛生法第六十 次条において同じ。 する法律第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。 )」とする。

)」とする。

2

3

2

- 78 -		

 $\bigcirc$ 年一月一日又は令和九年四月一日施行】 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 抄 (附則第十四条関係) 令和

(傍線 部

分は 改

Ê 部

分

行

及び第三項を除く。)まで、第十三条の二、第十三条の三、第十三条のは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項、第六十九条及び第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第十条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十五条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法第二項、第六十六条の二第二項人条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二(第二項人条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二(第二項人条、第十九条の二、第十三条の三、第十三条のは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項と記念。)まで、第十三条の二、第十三条の三、第十三条のは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項と記念。) 十六条第一項の規定による健康診断(同条第二項後段の規定によのための特別の教育に係るものを除く。)、第三号の業務(第六ては、第二号の業務(第五十九条第三項に規定する安全又は衛生派遣中の労働者(以下単に「派遣中の労働者」という。)に関し 四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいうた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和ている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もま 第三条第一 遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 7三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条(第二項先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派 安 断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれら であ 改 労働者がその に係る同条第五項ただし書の規定による健康診 つて厚生労働省令で定めるもの 適 事業における派遣就業の ける特 正 を含む。)及び 案 造さ 第 四十 五条 働 全 現 労働

がその事業における派 用に 関 す る特

。以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいうた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和ている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もま 第三条第一項、第四条、第十条、 遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、 項ただし書の規定による健 の規定による健康診断並 省令で定めるものを含む。 第十二条から第十三条(第二項だれる労働者とみなして、同法、当該派遣中の労働者を当該派 びにこれらの健 )及び当該健康 )。) 及に係る同 係る

『建要・記書・1019』に行動でででいつのでで、している。「はいる場合を含む。)」と、「同条第一項各号」とは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規は「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定、第二十五条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派派遣先安全衛生管理業務」という。)」と、同法第十二条第一項 く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除のは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とある 該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。)」とする。の事項」とあるのは「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当るものに関するものを除く。)」と、同法第十八条第一項中「次労働者に関しては、当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定め 条第四 項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの(派遣中の 第十二条第一 項及び第十二条の二に てっ

十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、朱(第二項から第四項までを除く。)、第五十七条の三から第五びに第三十条の四第一項の規定に係る部分に限る。)、第四十五三十条の二第一項及び第四項、第三十条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第 第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先 から第二十七条まで、第十一条、第十四条か 第六十五条から第六十五条の五まで、十八条まで、第五十九条第三項、第六 遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当労働者がその事業における派遣就業のために派遣され (派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従 7 派遣 いる派 及び

務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項」とあるのは「定めるもの(派遣中の労働者に関しては、場合を含む。)」と、「同条第一項各号」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他多もの」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される。と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二 務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全 当該情報のうち第一 業務」という。)」と、同法第十二条第 第十二条第一項及び第十二条の二において「 『省令で定めるものを除く。)」とする。「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労ら、)」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するもの 第五 生 省令 定 る Ł 項及び第十二条の 派遣先安全衛生管 る。 衛生管理業 を

2

3

3

三二十条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生の労働者を使用する事業者と 項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項及び第三項三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の三 遣先の事業に関しては、 六十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条、事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法、労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先 労働者がその事業に 項後段の政令で定める業務に 第六十条、 第六十一条第 、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣-おける派遣就業のために派遣されている 項前 段及び後段 第六十五条から第六十五条 せたことのある労働者 (派遣先の事業を行う 「項及び第四 第二まで、第 中

四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十係る部分に限る。)」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は第五項ただし書第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係 十六条の八第一項」とする。 )に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、分働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働 者を含む

とみなされた者」として、同項及び同条第四項の規定を適用する法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者遺労働者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派た者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第三項第一号中「事前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ

5 3 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣中の労働規定並びに労働安全衛生法第四十五条第三項及び第四項の規定の規定がに派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げるために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げるの事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業の

6 15

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第二項及、第七十一条の三第二項、第七十一条の三第二項、第一十二条第四項、第三十二条第一項から第三項。)」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項に規定する派遣先の事業を行う者(以下「派遣先の事業者」という。)を含む。 第四十四条第一項に規定する派表中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者(労働者派遣人の政策等に関する法律(対している)を含む。 第四十四条第一項に規定する派表中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者(労働者派遣人の政策を行う者)とあるのは「事業を行う者(労働者派遣人の政策を行う者)とあるのは「事業を行う者(労働者派遣人の政策を行う者)という。

限る。)」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分にる。以下この条において同じ。)又は第五項ただし書(第六十六 に規定する派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六十六条の八項」とあるのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項 第一項」とする。

された者」として、同項及び同条第三項の規定を適用する。十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみな者の保護等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四 とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働た者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされ

5

15 6

、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及まで、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項。)」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第三項退先の事業を行う者(以下「派遣先の事業者」という。)を含む以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に規定する派事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律( 九条中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者(労働者派遣 含む。)」と、同法第一理事業者」とあるのは )」と、同法第三十三条第一項、 八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事 三十三条第一項、第三十四条及び第九十九「作業場所管理事業者(派遣先の事業者を 同法第三十二条第四 事業者を (派遣先 並

規定を含む。)」と、同法第百三条第一項中「この法律又はこれ見定により適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項中により適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項中第十三項の罪」と、同法第九十八条第一項中「第三十四条の規定「条の罪を含む。)並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び二条の罪を含む。)並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及びに違反する罪(同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十

16

16

又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若し、第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令のご 項及び第四項の規定により適用される場合を含む。)」と、 これらの規定に基づく命令の規定 令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命 」とあるのは こめるのは「第四十五条第一項から第三項までの規定をあるのは「第四十五条第一項から第三項までの規定若しくは項から第三項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令

令の規定に基づく命令の規定」と、同法第百十五条第一項中「( 今の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合 令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合 を含む。)」と、同法第百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命 令の規定」とあるのは「この法律者しくはこれに基づく命 を含む。)」と、同法第百四条第一項中「この法律又はこれに基 を含む。)」とあるのは「この法律をにより適用される場合 を含む。)」とあるのは「この法律をにより適用される場合 を含む。)」とあるのは「この法律ではこれに基づく命 令の規定を除く。)」とあるのは「この法律ではこれに基づく命 及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定(二章の規定を除く。)」とあるのは「(第二章の規定を除く。 づく 規定に係る罰則の規定を含む。 令 定 (第五 Ł 及びこれに基づく命令の規定を「この法律又はこれに基づく命の二第四項及びこれに基づく命 )を適用する。

16 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定」とあるのは「第四十五条第二項の規定に基づく命令の規定」とあるのは「第四十六条第二項の規定活動では、同法第四十六条第二項の規定活動では、同法第四十六条第二項の規定者しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とあるのは「完四十五条第二項の規定に基づく命令の規定により適用される場合を含む。)又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第五十四条の三第二項第一号中「第四十五条第一項若しくは第十一項の規定者しくはこれらの規定の適用とあるのは「第四十五条第二項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定と、同法第五十四条の三第二項の規定活動で、第四十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定に基づく命令の規定とは第十一項の規定を含む。第十項を記述を表する。第十項を表するの規定とは第十一項の規定を含む。第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、第十項を表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するの規定とは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表するのは、表する 又 第 項 反び 六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定 兀 項の規定により適 用される場合を含む。 「この法律若 同法

これに基づく命令の規定に、美価者派遣法算四十五条の規定により、これらの規定により、これらの規定によづく命令の規定」と、同法第八十四条第二項第三号(同法第八十三条の三第二項第三号(同法第八十三条の三の規定により適用される場合を含む。)、これらの規定により適用される場合を含む。)、これらの規定」と、同法第七十五条の規定により適用される場合を含む。)、これらの規定」と、同法第七十五条の規定に基づく命令の規定「差別、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第八十三条の三及び第十五条の規定」と、同法第七十五条の規定(労働者派遣法第四十五条の規定」と、同法第七十五条の国第二項(同法第八十三条の三において準用する場合を含む。)、これらの規定」と、同法第七十五条の規定により適用される場合を含む。)とあるのは「この法律者しくは第十一項の規定者しくは第十一項の規定者しくは第十一項の規定者しくは第十一項の規定者しくは第十一項の規定者とも含む。)中「この法律ではこれに基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定と、同法第八十四条第二項第二号、第十項を引き、第十項を引き、第十項を引き、第十項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定とあるのは「この法律者しくは第十一項の規定者の規定とは第十一項の規定者の規定とは第十一項の規定者の規定とは第十一項の規定者の規定とは第十一項の規定者の規定とは第十一項の規定者の規定とは第十五条の規定とは第十五条の規定とは第十五条の規定とは第十五条の規定とは第十五条の規定とは第十五条の規定を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。)をいる場合を含む。

十五条のは法第八十四 条の三第二項第三号(同法第八十三基づく命令の規定」と、同法第七十三 第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に 規定により適 四条第二 「この法律及びこれに基づく命令(労働者派遣法第四条第二項第三号中「この法律及びこれに基づく命令」 項第三号(同法第八十三条の三及び第八十五条の三にの規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五 令の 第十 項及び第十一項の規定に限る。)及びこれ 用される場合を含む。)並びに労働者派遣 定 定に基づく処分又は同 第七十五 定によ

(略)

17

17

- 85 -